

令和6年度伊達市社会福祉法人指導監査基本方針

伊達市社会福祉法人指導監査実施要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、指導監査基本方針並びに重点着眼事項を以下のとおり策定する。

社会福祉法人（以下、「法人」という。）の運営においては、法人のガバナンス強化等を目的とする改正社会福祉法が本格施行されてから7年が経過し、法人制度改革の理解が概ね定着しつつあるが、県内他市町村の一部法人において、理事、監事及び評議員が法令に則り適正に選任されていないことや、計算書類が適切に作成されていないなど、不適切な事案が確認されており、他県においては、違法である資金の法人外流出など法人の関係者に対する特別な利益の供与と考えられる事案も発生している。

市内においては定款変更にかかる認可申請や届出等が時期を逸してから提出される事案等が確認されている。

以上の社会福祉法人を取り巻く現状を踏まえて、以下の項目に重点を置いて指導監査を実施することとする。

【重点着眼事項】

1 適正な運営組織について

評議員、理事及び監事が適切に選任されているか、また、評議員会及び理事会は適正に運営されているかを確認し、その適正化を図る。

2 法に基づく申請・届出について

新規事業の追加や基本財産の増についての定款の変更など、法に基づき適切に申請・届出がなされているかを確認し、その適正化を図る。

3 事業運営の透明性について

社会福祉法人の高い公益性に照らし、運営の透明性を確保するため、定款及び計算書類等について事務所への備置き及び公表が行われているか法人外の関係者への特別な利益の供与がないかを確認し、その適正化を図る。

4 適正な会計処理の確保について

適正な計算書類及びその付属明細書等が整えられているか、また関係通知や経理規定に基づく適切な契約。入札等の会計処理及び内部牽制体制が確保されているかを確認し、その適正化を図る。